

「横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例」による緑化の手引

標記条例（以下「地区計画条例」といいます。）により緑化率の制限が適用される建築物の新築又は増築を行う際には、**建築確認申請の前に緑化施設の適合に関する証明等の手続が必要**となります。緑化施設適合証明通知書の交付申請等の窓口は、**環境創造局みどりアップ推進課公園緑化協議担当**（電話：045-671-3946）となります。本手引を確認の上、申請書類を作成してください。

～手続の流れ～

1 制限内容の確認

該当する地区計画の内容について確認してください。

地区計画の区域・内容一覧：<http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/tikukeikaku/>

地区計画条例：

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/shidou/kenki/kenki/jourei/chiku/>

**2 緑化率の制限の確認**

緑化率の制限が適用となる区域又は地区、緑化率等を地区計画条例別表第 12 により確認してください。制限の詳細については都市緑地法、地区計画条例、関連規則及び基準等を別途確認してください。

なお、地区計画条例第 20 条の規定（一団地認定等を受けた場合の規定）の適用を受ける場合は、事前に建築基準法第 86 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 86 条の 2 第 1 項の認定を受ける必要があります。

**3 緑化率の適合証明**

緑化率の適合について証明書の交付申請を行ってください。

※ 建築敷地に緑化地域が含まれている場合、緑化地域制度による緑化率適合証明申請を行う必要があります。

**4 地区計画等の区域内における行為の届出**

地区計画の区域内における行為の届出を行う際に、緑化施設適合証明通知書及び関係書類を添付してください。窓口は、次頁“お問合せ先”のとおりです。

**5 建築確認申請**

建築確認申請の際に、緑化施設適合証明通知書及び関係書類を添付してください。

* 計画に変更が生じた場合は、取下届（緑化施設適合証明通知書交付前）又は取止届（交付後）を提出し、変更後の計画について再申請をしてください。

午後は担当者が検査等で不在となりますので、手続、相談等は午前中にお願ひします。

～お問合せ先～

● 緑化率制限

環境創造局みどりアップ推進課公園緑化協議担当 045-671-3946

● 地区計画等の区域内における行為の届出

- 関内・関外周辺
都市整備局都心再生課 045-671-2673、3858
 - 新横浜駅周辺新羽駅周辺地区
都市整備局都心再生課 045-671-2673
 - 横浜駅周辺ヨコハマポートサイド地区
都市整備局都心再生課 045-671-2693
 - 京浜臨海部新山下第一地区
都市整備局都心再生課 045-671-3858
 - 京浜臨海部山内ふ頭地区
都市整備局都心再生課 045-671-3543
 - みなとみらい21地区
都市整備局みなとみらい21推進課 045-671-3516
- 上記以外の
- 鶴見、神奈川、西、中、南、港南、保土ヶ谷、旭、磯子、
金沢、港北、緑、都筑、戸塚、栄、泉、瀬谷の各区
都市整備局地域まちづくり課 045-671-2667
 - 青葉区
青葉区区政推進課 045-978-2217

※地区計画の区域・内容一覧

<http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/tikukeikaku/>

地区計画に関する届出の案内

<http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/tikukeikaku/todokede.html>

地区計画条例：

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/shidou/kenki/kenki/jourei/chiku/>

● 建築確認申請

建築局建築指導課 045-671-4531
指定確認検査機関

● 一団地認定、連担建築物設計

建築局市街地建築課 045-671-4525

～申請書類の作成方法～

- 1 申請書及び添付書類は**正1部、副4部**（地区計画区域内における行為の届出用**2部**、建築確認申請用**2部**）提出してください。
※副本は照合し、返却します。
- 2 建築確認申請の書類に記載する事項と共通の項目については、同じ内容を記載してください。
- 3 地区計画等の区域内における行為の届出、建築確認申請の際に添付する書類は、緑化施設適合証明通知書、緑化率適合証明申請書、緑化施設配置図、構造詳細図（壁面緑化等を行った場合）、緑化施設求積図です。

4 必要書類及び作成時の注意点

書類の名称	注意点	
緑化率適合証明申請書 【様式（緑化率）第 12 号（第 27 条）】	申請者は建築主となります。	
	1 建築物の名称、地名地番 区域又は地区名 敷地面積	対象となる建築物が特定できるように記載してください。 条例別表第 12(あ)欄及び(い)欄に記載された区域、地区名を記載してください。 小数第 2 位まで記載してください。
	2 建築物の工事種別	新築又は増築の欄にチェックしてください。
	3 概要及び規模、配置 種別	添付書類に記載した内容どおりの場合は、「別紙のとおり」と記載してください。 整備する緑化施設の種別欄にチェックしてください。
	4 緑化施設の面積 緑化率 地区整備計画による緑化率の最低限度	緑化施設の合計面積を小数第 2 位まで(第 3 位以下切捨て)記載してください。 当該建築物の緑化率を小数第 2 位まで(第 3 位以下切捨て)記載してください。 当該建築物を建築する区域又は地区に定められた緑化率(地区計画条例第 19 条第 2 項又は第 3 項が適用される場合は、当該建築物に適用される緑化率)を記載してください。
	5 建築工事着工予定年月日	実際に建築物の基礎工事等を開始する予定日を記載してください。
6 許可条件	既に緑化率の適用除外に関する許可を受けている場合に記載してください。	
委任状	申請者以外の方が手続をする場合に添付してください。申請者本人の署名又は記名・捺印(必要に応じて代理人の印、)委任事項(例:地区計画制度の緑化率適合証明申請に係る一切の手続き)を記載してください。	
付近見取図	建築物が特定できるよう、目印となる施設名称等も合わせて記載してください。	
配置図	建築物、建築物以外の工作物、緑化施設ごとの面積、範囲及び寸法、植栽内容(植物の種類、規格、数量)を記載してください。屋根やバルコニー等の張り出しがある場合は、その範囲を記載してください。	
構造詳細図	建築物の壁面及び屋上に緑化を行った部分の立・断面図、緑化施設の断面図及び構造図等を記載してください。	
敷地求積図	敷地面積を小数第 2 位まで記載してください。	
緑化施設求積図	<ul style="list-style-type: none"> ・ CAD 求積による場合は、「CAD 求積」など求積方法及び緑化施設の寸法を明示してください。 ・ 三斜法等による場合は求積表を明示してください。 ・ 緑化施設ごとの面積を小数第 2 位まで(第 3 位以下切捨て)算出してください。 ・ 緑化施設ごとに控除物の面積は小数第 2 位まで(第 3 位切り上げ)算出してください。 ・ 壁面緑化については鉛直投影の求積図を作成してください。 	
面積算出表	必要事項を入力し作成してください。 書ききれない場合は内訳表を作成する等によって対応してください。 算出表は横浜市のホームページからダウンロードできます。	

地区計画条例第 20 条の規定の適用を受ける場合は、次の書類を添付してください。	
認定通知書 (建築基準法施行規則第 10 条の 16 による第 62 号様式 写し)	建築基準法第 86 条又は第 86 条の 2 の認定を受け、市長印が押印されたものの写しを添付してください。
認定申請図書の副本の敷地面積等が確認できる図面 (写し)	建築基準法第 86 条又は第 86 条の 2 の認定申請図書の副本の敷地面積等が確認できる図面の写しを添付してください。

